

預金口座振替規定

第1条（サービスの概要）

本規定における預金口座振替とは、お客さまが第三者（以下「請求先」といいます）に対する料金などの支払について、当社が、お客さまの依頼に基づき当社に開設されたお客さま名義の円普通預金口座から自動的に引き落とし、請求先の指定する当該請求先名義の預金口座への入金により支払う取引（以下「振替」といいます）をいいます。

第2条（振替の依頼）

振替の依頼（以下「振替依頼」といいます）は、当社所定の手続にしたがって申込みを行ってください。当社における振替依頼の確認が終わった日をもって、振替に関する契約が成立します。

第3条（振替の実行）

1. 当社は、請求先が指定する日（以下「振替日」といいます）に、振替依頼において指定される額（以下「請求金額」といいます）を、お客さまに通知することなく、また他の規定に基づく払戻しにかかるお客さまの手続きを要することなく当社におけるお客さま名義の円普通預金口座（以下「引落口座」といいます。）から引落のうえ、請求先に支払います。
2. 当社は、請求先の都合により請求先にて定める顧客識別番号等が変更になった場合といえども、お客さまに確認・通知等行わずに、変更後の顧客識別番号等により引続き口座振替を実行するものとします。

第4条（引落とし不能時の取扱い）

振替日において請求金額が引落口座として指定された当社におけるお客さま名義の円普通預金口座の支払可能額を超えるときは、当社は、請求金額の全額につき引落すことなく請求先に振替ができない旨を通知します。また、お客さまに対して、複数の請求先から同一の日を振替日とする振替依頼があった場合において、振替日に、お客さまの円普通預金口座の支払可能残高が同日を振替日とする請求金額の総額に満たない場合には、支払可能額を超えない範囲で当社の裁量により決定した振替依頼に対する振替を実施します。本条に定める措置によりお客さまに損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条（解約）

振替に関する契約を解約するときは、当社所定の方法により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求先から請求がない等相当の事由があるときは、とくに

申出のない限り、当社はお客さまとの間の振替に関する契約を解約したものとみなして取扱う場合があります。

第6条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、本規定に定める振替に係るサービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

第7条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社所定の他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第8条（規定の変更）

当社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします

以 上

（2018年7月17日現在）